

令和2年12月16日からの大雪による災害に対する金融上の措置について

この度大雪により、被害を受けられた方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、標記の件につきまして、災害救助法が適用された南魚沼市及び南魚沼郡湯沢町の被災者に対する金融上の措置について、下記により対応いたしますのでご案内申し上げます。

記

1. 信用事業

- (1) 貯金証書・通帳を紛失した場合でも、貯金者であることを確認して払戻しに応じます。
- (2) 届出の印鑑がない場合には、拇印にて対応します。
- (3) 事情によっては、定期貯金・定期積金等の期限前払戻しに応じます。
- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立てが可能となるよう対応します。
- (5) 今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行います。
- (6) 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応じます。
- (7) 国債を紛失した場合、相談に応じます。
- (8) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案した融資相談への対応、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じます。
- (9) 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に対応します。
- (10) 窓口における営業ができない場合であっても、組合員・利用者及び従業員の安全に十分に配慮したうえで現金自動預払機等において貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講じます。
- (11) (1)～(10)に係る措置は、当組合全支店において対応いたします。
- (12) 現金自動預払機は当組合本支店全てにおいて通常通り稼働しております。(12月24日現在)
- (13) 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等は、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告知するとともに、その旨をインターネットのホームページに掲載いたします。

以上

【現金自動預払機設置店舗及びお問い合わせ先】

■市外局番：025

本店金融課：772-3460	六日町支店：772-2341	五十沢支店：774-2311	城内支店：775-3131
大巻支店：776-3171	浦佐支店：777-3181	藪神支店：777-2050	大崎支店：779-2331
東支店：779-3211	石打支店：783-2411	塩沢支店：782-1175	中之島支店：782-1166
上田支店：782-1157	湯沢支店：785-5311		

※上記の他、Aコープ塩沢店・北里保健衛生専門学院内にもATMを設置しております。